

魚津市告示第22号

魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市産木材利用促進事業補助金交付要綱（令和4年魚津市告示第29号）
の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条―第13条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和10年 3 月31日</u>限り、その効力を失う。<u>ただし、この告示の失効前に第 8 条の規定による事業計画の認定を受けている者に係る第11条及び第12条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。</u>	第 1 条―第13条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 （この告示の失効） 2 この告示は、<u>令和 7 年 3 月31日</u>限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。